車両制限令第３条第１項第３号に定める道路の指定及び同令第10条第１項に定める通行方法の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第１項又は第２項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号及び第10条第１項の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成24年３月21日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　廣直

１．指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
東北横断自動車道　酒田線	山形県鶴岡市山田字小京田223番２から 山形県鶴岡市大山字若柳311番２まで

２．指定する期日　平成24年３月24日

３．通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①　走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②　後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③　道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

車両制限令第３条第１項第２号イに定める道路の指定の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第13号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第１項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、次のとおり指定する。

平成24年３月21日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　廣直

１．指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道468号 （首都圏中央連絡自動車道）	東京都八王子市南浅川町2787番１地先から 東京都八王子市裏高尾町865番１まで

２．指定する期日　平成24年３月25日

車両制限令第３条第１項第３号に定める道路の指定及び同令第10条第１項に定める通行方法の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第14号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第１項又は第２項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号及び第10条第１項の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成24年３月21日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　廣直

１．指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道468号 （首都圏中央連絡自動車道）	東京都八王子市南浅川町2787番１地先から 東京都八王子市裏高尾町865番１まで

２．指定する期日　平成24年３月25日

３．通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①　走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害に接触しないよう十分に注意すること。

②　後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③　道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所の無いことを確認の上走行すること。

税理士証票無効公告

平成24年２月29日までに、それぞれの届出があった次の税理士証票は、事故発生の日以後は無効とする。

平成24年２月29日　　日本税理士会連合会

登録番号	氏名	税理士証票交付番号	亡失年月日
28246	小川　尚道	331733	24. 1.15
33472	高野　眞弓	247889	24. 2.14
65994	米本　由美	203569	24. 2.16
71825	高嶋　朗	215056	24. 1. 4
77329	香取　雅夫	300000	23.12.15
77959	平川　正行	241552	24. 1. 6
78096	田中　誠	288401	21. 8. 1
78820	村田　洋	283186	24. 2.20
79945	福留　秋男	200918	23. 1.15
83737	藤田　匡典	322796	23.12.28
85798	田添　晶子	275258	23. 3.20
94917	中津　正憲	284524	24. 2. 1
95331	関　一嘉	320836	24. 1.15
107853	林　修一	292831	24. 1.15
115618	山口　俊文	318162	24. 2. 2
118180	岡田　健司	327004	24. 2. 8

税理士登録まつ消公告

税理士法（昭和26年法律第237号）第27条の規定により平成24年２月１日から平成24年２月29日までに税理士の登録をまつ消した者を次のとおり公告する。

平成24年２月29日　　日本税理士会連合会

登録番号	氏名	まつ消の理由
2972	菅原　博	23. 7. 6　死　亡
6056	早野　勇	23.12. 3　〃